

伊丹市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、伊丹市水道事業、工業用水道事業および下水道事業契約に関する規程（昭和62年水管規程第3号）において準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち、原則として、設計金額が130万円を超えるものとする。ただし、災害復旧等の緊急工事、専門・特殊性を有する等施工できる者が限られている工事、特別な事由のある工事、一般競争入札で行うことが適切でない認められる工事はこの限りでない。

(入札参加可能業者数)

第3条 一般競争入札に係る参加条件の設定方法については、伊丹市内に本店を有する業者、伊丹市内に支店を有する業者、伊丹市外に本店を有する業者の順に入札参加可能業者数をカウントし、10者以上となるように設定する。

(一般競争入札の参加資格)

第4条 一般競争入札に参加することができる者は、法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、規則第14条に規定する指名競争入札参加資格の認定を受けている者で、規則第3条に規定する入札の公告（以下「公告」という。）により当該対象工事ごとに定める要件を満たしている者とする。

(入札参加の申込)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める申込期限までに、競争参加資格確認申請書に必要書類を添付し、管理

者に提出しなければならない。

(入札参加申込者への通知)

第6条 管理者は、前条の規定による申込みがなされたものについて、第4条に規定する参加資格の有無について審査し、その結果を申込者に通知するものとする。ただし、開札後に入札参加資格を審査する場合にあってはこの限りではない。

(参加資格の喪失)

第7条 管理者は、前条の規定による通知後、入札参加資格者として認めた者が第4条に規定する参加資格を喪失したとき又は第5条の規定により提出された書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったときは、その者を当該入札に参加させないものとする。

2 管理者は、前項の決定をしたときは、その旨を直ちに当該相手方に通知するものとする。

(設計図書の見覧)

第8条 一般競争入札に付する建設工事の設計図書は、公告の日から入札日まで、管理者が指定する場所において見覧に供する。

(公告)

第9条 管理者は、一般競争入札の公告をしたときは、その写しを上下水道局の掲示板に掲示するものとする。

(落札者の決定等)

第10条 管理者は、一般競争入札を実施する場合においては、原則として、最低制限価格を設定するものとする。

2 入札が中止又は不調となった場合は、随意契約により契約を締結することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。